

特集：女性活躍推進法における「行動計画」策定のポイント 2

4月1日までに計画の届出・周知等の義務

昨年8月に成立した「女性活躍推進法」では、一定規模以上の企業に対し「一般事業主行動計画」の策定等を義務づけ、4月1日までに同計画の届出・周知等を行うこととしている。特集では、特定社会保険労務士の島麻衣子氏に計画策定のポイントを解説いただく。

| | |
|-------------|--|
| 新連載 | ◆続・我が国の人事・労務管理のルーツを探る [1] 42 三井家の奉公人の労働条件(1) 榎木敬 |
| 好評連載 | ◆「組合機関誌」から労働問題を「読む！」 [20] 37 下町ユニオン ジャーナリスト 吉田典史 |
| | ◆判例詳解 [172] ピジョン事件 46 精神疾患罹患者への影響大きい配転命令は無効 実践女子大学非常勤講師 清水弥生 |
| | ◆税務相談百例 [179] 56 平成28年度税制改正の具体的内容① 税理士 野村浩子 |
| | ◆全国ハローワーク探訪 [630] 60 基礎自治体との連携強化をめざして 宮崎・日南公共職業安定所 木村正智 |

| | |
|--------------|--|
| ニュース | 女性の月額賃金は24万2000円で過去最高（厚生労働省・平成27年「賃金構造基本統計調査」）／7割の企業が「課題ある」と回答（「女性活躍推進法」への対応で調査）／95%以上の企業で変更による悪影響（新卒採用に関するアンケート調査結果）／46.3%の企業が賃金改善を見込む（2016年度の賃金動向に関する意識調査）／日雇い派遣の原則禁止の見直し等を要望（2015年度経団連規制改革要望）／労働経済指標 30 <労働局 NEWS No.34 > 34 |
| 労務相談室 | 顧客の犬に咬まれたことによる負傷／労災保険給付の対象となるか 58 |
| 編集後記 | 64 |